

地方消費税交付金を充てる社会保障施策に要する経費

消費税率引上げ(平成26年4月1日)に伴う引上げ分(1.0%→1.7%)の地方消費税収は、社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

平成30年度の地方消費税交付金(当初予算560,000千円)のうち、社会保障財源分(236,100千円(見込み))は、次のとおり社会保障施策に要する経費の一般財源に対して充てられています。

歳入予算

地方消費税交付金のうち社会保障財源分 236,100 千円 (見込み)

歳出予算

社会保障 4 経費 その他社会保障施策に要する経費 2,657,884 千円

(単位 千円)

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち社会保障財源分交付金
			国県支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉事業	608,438	453,415	0	155,023	54,048
	高齢者福祉事業	62,599	1,338	7,360	53,901	5,561
	児童福祉事業	886,471	470,459	39,950	376,062	78,745
	母子父子福祉事業	7,300	5,475	0	1,825	648
	生活保護扶助事業	226,723	186,523	0	40,200	20,140
	小計	1,791,531	1,117,210	47,310	627,011	159,142
社会保険	介護保険事業	394,883	2,833	0	392,050	35,077
	国民健康保健事業	228,038	113,364	0	114,674	20,257
	後期高齢者医療事業	83,979	58,039	0	25,940	7,460
	福祉年金事業	5,250	0	0	5,250	466
	小計	712,150	174,236	0	537,914	63,260
保健衛生	母子衛生事業	2,000	0	0	2,000	178
	児童等医療事業	152,203	52,340	0	99,863	13,520
	小計	154,203	52,340	0	101,863	13,698
合計		2,657,884	1,343,786	47,310	1,266,788	236,100

※扶助費及び特別会計繰出金を集計